

開 会 午前10時00分

○委員長（芳賀 潤君） おはようございます。

ただいまの出席委員数は12名であります。定足数に達しておりますので、本日の委員会は成立いたしました。

これより本日の予算特別委員会を開きます。

町長から発言の申出がありましたので、これを許可します。町長。

○町長（平野公三君） 委員長より発言の許可をいただきましたので、発言させていただきます。

予算特別委員会の開会前で恐縮ですが、先日の岩手日報で報道されました県立の釜石病院の分娩取扱いの休止について、当町の今後の対応について御説明をいたします。

これまで釜石圏域における出産については、県立大船渡病院から産婦人科の医師の派遣を受け正常分娩に限りますが地元で出産することが可能でありました。しかし、昨今における産婦人科医の減少により、県内全体での調整が余儀なくされ、県立釜石病院への医師派遣ができないことから、今年の10月以降は釜石圏域以外の医療機関で出産しなければならないことになりました。しかし、地域の課題であります人口減少や少子化に歯止めをかけるためにも、安心して妊娠し、出産し、子供を育てる環境を維持することが必要であります。このことから、あさってになりますが、19日金曜日、釜石市長、釜石市市議会議長、地元選出の県議会議員2名、そして小松町議会議長と私とともに、私も一緒になって岩手県医療局へ詳細な説明を求めるとともに医師派遣の再調整に関する要請を行うことになりました。町民の皆様には御不安をおかけしますが、安心して妊娠し、産み育てることができる環境づくりに引き続き尽力してまいります。

以上、報告させていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。

○委員長（芳賀 潤君） 昨日の予算審議において、答弁保留となっておりました件について、当局から発言の申出がありましたので、これを許可します。コミュニティ総合支援室長。

○コミュニティ総合支援室長（高橋伸也君） 昨日、一般会計当初予算案8款2項1目の審議においてお尋ねのありました旧応急仮設住宅団地付近の防犯灯の管理について、お答え申し上げます。

設置経過を確認したところ、平成24年9月、県が町民から大槌地区の安全な通学環境を求める旨の要望を受け、当時の大槌町地域整備課と協議調整の上、県道大槌小国線袈

岩恵水講間にLED対応灯8基を設置したものです。今後の同設備に関する管理につきましては、付近の応急仮設住宅団地の供用を廃止、解体したことを踏まえつつ、引き続き県沿岸広域振興局土木部において対応するとのことですので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

答弁に時間を要したことをおわび申し上げます。

○委員長（芳賀 潤君） 議案第26号令和3年度大槌町国民健康保険特別会計予算を定めることについてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。町民課長。

○町民課長兼リサイクルセンター長（太田和浩君） 議案第26号令和3年度大槌町国民健康保険特別会計予算を定めることについて、御説明申し上げます。

予算書11ページをお開きください。

令和3年度大槌町国民健康保険特別会計予算。令和3年度大槌町国民健康保険特別会計の予算は、次に定めることによる。

第1条歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ16億8,752万8,000円と定める。

第2項歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。

第2条地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、2億円と定める。

第3条地上自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は次のとおり定める。

保険給付費の各項に計上された予算額に過不足が生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項間の流用。

12ページをお開きください。

説明につきましては、款・項・金額を読み上げ、対前年比の伸び率及び増減要因または主な事業内容について説明申し上げます。款及び項が同様の場合は、省略いたします。

第1表歳入歳出予算、歳入。

1款1項国民健康保険税2億2,449万4,000円、3.7%の減。収納率は前年度までの収納実績を勘案し、現年課税分につきましては90%、滞納繰越分につきましては20%を見込んでおります。

2款分担金及び負担金1項負担金は整理科目であります。

3 款使用料及び手数料 1 項手数料15万円は国民健康保険督促手数料であります。

4 款国庫支出金 1 項国庫負担金及び 2 項国庫補助金は整理科目であります。

5 款県支出金 1 項県負担金は整理科目であります。

2 項県補助金13億4,569万6,000円、3.9%の増。前年度実績見込みから増となるもので、保険給付費に係る交付金が主な内容であります。

3 項財政安定化基金交付金は整理科目であります。

6 款財産収入 1 項財産運用収入 3 万円は高額療養資金貸付基金預金利子及び財政調整基金預金利子であります。

7 款 1 項寄附金は整理科目であります。

8 款繰入金 1 項他会計繰入金 1 億390万円、7.6%の減。被保険者数の減に伴う保険基金安定負担金繰入金の減であります。

2 項基金繰入金は整理科目であります。

9 款 1 項繰越金1,000万円は前年度繰越金であります。

10 款諸収入 1 項延滞金加算金及び過料100万1,000円は一般被保険者国保税延滞金等であります。

2 項預金利子は整理科目であります。

3 項雑入224万8,000円、29%の減、前年度実績見込みから減となるもので、一般被保険者第三者納付金が主な内容であります。

13ページを御覧ください。

11 款町債 1 項町債は整理科目であります。

14ページをお開き願います。

歳出 1 款総務費 1 項総務管理費1,932万8,000円、136.2%の増。国保事務に係る市町村事務処理標準システム導入準備に伴う負担金など、一般管理費の増であります。

2 項徴税費142万6,000円、1.4%の増。国保税納税通知書発行等に要する経費が主な内容であります。

3 項運営協議会費12万1,000円は国保運営協議会に係る経費であります。

2 款保険給付費 1 項療養諸費12億660万8,000円、0.8%の増。前年度実績見込みから増となるもので、一般被保険者に係る診療報酬支払保険者負担金が主な内容であります。

2 項高額療養費5,720万3,000円、17.3%の増。前年度実績見込みから増となるものであります。

3 項移送費 1 万1,000円、45%の減、前年度実績見込みから減となるものであります。

4 項出産育児諸費630万4,000円は出産育児一時金15件を見込んでおります。

5 項葬祭諸費120万円は葬祭費40件を見込んでおります。

6 項傷病手当金は、整理科目であります。

3 款国民健康保険事業費納付金 1 項医療給付費分 2 億6,619万7,000円、1.0%の減。2 項後期高齢者支援金等分8,178万6,000円、1.8%の増。3 項介護納付金分2,872万円、3.2%の増。前年度実績並みに見込んでおります。

4 款 1 項共同事業拠出金は整理科目であります。

5 款 1 項財政安定化基金拠出金は整理科目であります。

6 款保健施設費 1 項特定健康診査等事業費1,058万1,000円、5.2%の減。特定健康診査業務委託料の減によるものであります。

2 項保健施設費137万9,000円、25.9%の減。医療費適正化に係る委託料の減によるものであります。

7 款 1 項基金積立金 2 万9,000円は財政調整基金利子積立金であります。

8 款 1 項公債費20万円は一時借入金利子であります。

15ページを御覧ください。

9 款諸支出金 1 項償還金及び還付加算金543万1,000円は国保税還付金及び還付加算金であります。

10款 1 項繰上剰余金は整理科目であります。

11款 1 項予備費100万円は前年度と同額であります。

以上、御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員長（芳賀 潤君） 令和3年度大槌町国民健康保険特別会計予算を定めることについての質疑に入ります。

138ページをお開きください。歳入。

1 款 1 項国民健康保険税。進行します。

139ページ上段まで。

2 款分担金及び負担金 1 項負担金。進行します。

3 款使用料及び手数料 1 項手数料。進行します。

4 款国庫支出金 1 項国庫負担金。進行します。

2 項国庫補助金。進行します。

5 款県支出金 1 項県負担金。進行します。

140ページに入ります。

2 項県補助金。進行します。

3 項財政安定化基金交付金。進行します。

6 款財産収入 1 項財産運用収入。進行します。

7 款 1 項寄附金。進行します。

8 款繰入金 1 項他会計繰入金。進行します。

141ページ上段まで。進行します。

2 項基金繰入金。進行します。

9 款 1 項繰越金。進行します。

10款諸収入 1 項延滞金加算金及び過料。進行します。

2 項預金利子。進行します。

3 項雑入。142ページ中段まで。進行します。

11款 1 項町債。

歳入の質疑を終わります。

143ページをお開きください。歳出の質疑に入ります。

1 款総務費 1 項総務管理費。進行します。

144ページ上段まで。進行します。

2 項徴税費。進行します。

3 項運営協議会費。進行します。

2 款保険給付費 1 項療養諸費。145ページ中段まで。進行します。

2 項高額療養費。

菊池委員。

○1 番（菊池忠彦君） 高額療養費保険者負担金のところで伺います。

この高額療養費は、医療費が一つの医療機関において月の支払い額が2万1,000円を超えた場合、高額療養費として医療費の払戻しを受ける制度ですけれども、これは原則事故申請なので、申請されなければ給付されないこととなります。そこでこの申請されない分を町として把握されているのか、どれぐらい把握されているのか、伺いたいと思います。

○委員長（芳賀 潤君） 町民課長。

○町民課長兼リサイクルセンター長（太田和浩君） お答えいたします。

高額医療費の申請の件でありますけれども、該当する方が未申請の場合は、申請勧奨を行っております。

○委員長（芳賀 潤君） 菊池委員。

○1番（菊池忠彦君） お知らせがあるという認識でよろしいと思うんですが、これは消滅時効は診療を受けた翌月の初日から2年間だと思うんですが、したがってこの2年間の消滅時効に係っていない高額療養費であれば過去に遡って支給申請できると思うんですが、これは2年間ずっとこの通知というか、お知らせはしているのでしょうか。

○委員長（芳賀 潤君） 町民課長。

○町民課長兼リサイクルセンター長（太田和浩君） 詳細については、ちょっと、菊池委員のおっしゃっている方は、再度の勧奨という……。

○1番（菊池忠彦君） 2年間の消滅期間があるから、それずっとその通知はし続けているのかどうか。

○委員長（芳賀 潤君） だから、1回通知はするけれども、それでなかったらもう1回通知をするのかとかというような内容ですね。（「はい」の声あり）

○町民課長兼リサイクルセンター長（太田和浩君） ちょっと確認して、後で御答弁させていただきます。

○委員長（芳賀 潤君） ほかに。進行します。

146ページに入ります。

3項移送費。金崎委員。

○11番（金崎悟朗君） 先ほど、議会が始まるとき、町長からマスコミ等のことで、両市町のトップが県に行って話しに行くというのでホッとしておりますけれども、よいほうに転べばいいですけれども、これが現実を見たときにそれがままならないというのを考えたときですよ、先日例えば子供が産まれるということですね、車で移動しなければならないと。それが釜石市内のこの辺ならばまだまだいいんですけども、それでさえ親とすれば、じいさん、ばあさんとすれば心配なわけだ。車中、出産するんじゃないかとかね。それがあつために例えばこういう出産、育児の一時金とかそういうときにおいて、私は例えばこれが大船渡になった場合大変ですので、例えばこの子供のことなので、出産のことなので町のほうでこれを何とか考えて、そういう人たちを少しでも困難を極めるような状態ですので、何とかこの例えば大船渡病院の近くに例えばアパートみたいな平家

のうちの借りて、出産間もない人を一時、1週間なら1週間そこで生活させて入院の方法を取るとか、そういう方法を考えたらどうなのかなと思ってお聞きしますが、その件についてどう、今から準備しておかないと、そのときになればまた大変だと思いますよ。いつ産まれるというのもそれも日にちは決まっているけれども何ぼか前後するので、その辺について、御見解をお伺いします。

○委員長（芳賀 潤君） ただいまの質問については、3項の移送費並びに4項の出産育児諸費に関係ありますので、4項まで含めた考え方で進めます。答弁を求めます。保健福祉課長。

○保健福祉課長（小笠原純一君） お答えいたします。

先ほどの町長の御報告ありましたとおり、妊婦さんの対応というところであります。来年度、令和3年度の当初予算で計上させていただいておりますが、ハイリスク妊婦さん、例えば高齢であるとか、あと若いとか、あとは双子、三つ子、あとはちょっと体に疾患を持っている、普通に安全に子供を産むことがちょっと難しい方、妊婦さんの移送費、あるいは事前に病院にかかるに当たっての前泊等の宿泊の支援というのを計上させていただいてございます。ただ、今回のこの状況でいきますと、そういったハイリスクというふうな囲みだけではなく、やはり安全に、今、金崎委員おっしゃるとおりに、やはり安全に安心して産んでいただく、あるいは子育てをしていただくためには、やはりその幅を大きく捉えていく必要があるかと思っておりますので、この今回の行動の結果のいかに関わらず子育てのほうの部門としましては、さらなる支援策をつけていきたいなど、考えていきたいと思っております。

○委員長（芳賀 潤君） 金崎委員。

○11番（金崎悟朗君） どうもありがとうございます。前向きな姿勢で本当に感謝しております。やはり、例えばこの議会を中継、見ている人たちとすれば、親御さんのほうからすれば、やっぱり少しはホッとするところがあると思っておりますので、ぜひ前向きな方向をもって見出していただきたいと思っております。以上です。

○委員長（芳賀 潤君） 東海康悦委員。

○9番（東海康悦君） 私もこの出産の関係で聞きたいと思っております。

まず、議案思考ということで、ゆうべ考えてきました。そうしたら、町長が冒頭、この釜石病院の分娩休止ということをおっしゃられていましたので、その部分はまず答弁いただいたような格好なんですけれども、今の金崎議員の話にも関連するんですが、本

来であればこの新聞報道がちょっと1日、2日早ければ、おとといの保健衛生費の中の分娩関係の中でこういう部分、聞きたかったんですけども、昨日の新聞発表ということで我々が知るところになったんですが、そこでお尋ねしますが、この保健衛生費の中で妊産婦の交通費の支援助成金、これ100万円ほど見えています、計上していますが、これは新規の部分でしたっけ。過去にもこういう100万円ぐらいのものが。ということは、ちょっとうがった質問になるんですが、ということは、この100万円を計上するということは、事前にこういうことがありますよということはまず内々に行政のほうには届いていた。ただ、医療局が発表を少し待ってくれということで、そのやってあったと思うんですね。それはそれとして、県との連携ですので、言えない部分というのがあるのは分かるんですが、やはりそういう情報が入っていたら恐らく19日のアクション、これは大事ですが、事前にそういうこともできたんじゃないかなと、こう思うんですが、いかがですか。

○委員長（芳賀 潤君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（小笠原純一君） お答えいたします。

このタイミングでありますので、今の東梅委員が思うような形の疑念が出てくるのも致し方ないかなと思っていました。今回の移送費あるいはその前泊等の宿泊に関する支援というのは、実は昨年10月から始めます子供包括支援のサービスの一つになってございまして、県の補助をいただいて生かせる新たな支援サービスでございます。ちょっとこれのスタートと今回の産婦人科医の調整が果たしてどうとつながっていくかあれなんですけど、いずれにしても子育て地域包括支援センターに関しては国が主で動いているメニューでございますので、これらとの因果関係はないものと担当課のほうでは判断、捉えております。

○委員長（芳賀 潤君） 東梅康悦委員に申し上げます。ただいまは、移送費と出産育児諸費を議題としております。前段で言った72ページの交通費の理由の中で内容説明では分かりますけれども、3項と4項に絡めての質問をお願いします。（「委員長がそういうふうに言いましたので」の声あり）

○9番（東海康悦君） 分かりました。タイミング的なものが合ってしまったのでということで、分かりました。ですので、19日は本当に頑張ってきてください。それしか言いようがありません。よろしく申し上げます。

○委員長（芳賀 潤君） 町長。

○町長（平野公三君） 当初予算の件については、こういう情報があつてこういうことをやったではありませんので、それは全くないです。新たな今の状況を、幾らか経済的な部分を含めて支援をするという形で新たな制度を設けて出したわけで、この動きになるというのは本当に突然なところですので、前もって知っていて、当初予算の時期に知っていてこれで合わせてこの制度をつくったことではありませんので、それは御理解いただきたいと思います。

○委員長（芳賀 潤君） 進行します。

5 項葬祭諸費。

6 項傷病手当金。進行します。

3 款国民健康保険事業費納付金 1 項医療費納付費分。進行します。

147 ページ、中段まで。進行します。

2 項後期高齢者支援金等分。進行します。

3 項介護納付金分。進行します。

148 ページに入ります。

4 款共同事業拠出金 1 項共同事業拠出金。進行します。

5 款 1 項財政安定化基金拠出金。進行します。

6 款保健施設費 1 項特定健康診査等事業費。進行します。

2 項保健施設費。進行します。

149 ページ、中段まで。進行します。

7 款 1 項基金積立金。進行します。

8 款 1 項公債費。進行します。

9 款諸支出金 1 項償還金及び還付加算金。進行します。

150 ページ中段まで。進行します。

10 款 1 項繰上充用金。進行します。

11 款 1 項予備費。

令和 3 年度大槌町国民健康保険特別会計予算を定めることについての質疑を終結いたします。

議案第 27 号令和 3 年度大槌町介護保険特別会計予算を定めることについてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。長寿課長。

○長寿課長（阿部慈郎君） 議案第27号令和3年度大槌町介護保険特別会計予算を定めることについて。

令和3年度の大槌町介護保険特別会計予算書により、御説明申し上げます。お手元の令和3年度大槌町一般会計・特別会計予算書を御準備願います。16ページをお開きください。

第1条歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ15億7,629万4,000円と定める。

第2項歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。

第2条地方自治法第220号第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 介護給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の款の流用。

17ページをお開きください。

説明につきましては款、項、金額を読み上げ、対前年度比の増減率及び増減要因、または主な事業内容について御説明いたします。なお、款及び項が同一の場合は省略させていただきます。

第1表歳入歳出予算、歳入。

1 款保険料 1 項介護保険料 2 億8,076万5,000円、1.5%の増。保険給付費の増によるものであります。

2 款使用料及び手数料 1 項手数料46万8,000円、20.5%の減。地域支援事業サービス利用手数料の減によるものであります。

3 款国庫支出金 1 項国庫負担金 2 億5,752万2,000円、3.0%の増。介護給付費の増に伴う介護給付費負担金の増によるものであります。

2 項国庫補助金 1 億4,362万4,000円、6.5%の増。介護給付費の増に伴う普通調整交付金及び特別調整交付金の増によるものであります。

4 款支払基金交付金 1 項支払基金交付金 4 億860万9,000円、3.2%の増。保険給付費の増によるものであります。

5 款県支出金 1 項県負担金 2 億2,302万2,000円、3.2%の増。保険給付費の増によるものであります。

2 項財政安定化基金支出金1,000円、整理科目となります。

3 項県補助金1,195万7,000円、2.3%の増。地域支援事業の増によるものであります。

6 款財産収入 1 項財産運用収入2,000円は、介護給付費準備基金預金利子であります。前年度と同額であります。

7 款繰入金 1 項一般会計繰入金 2 億4,116万5,000円は、介護給付費及び地域支援事業に係る町負担の繰入れ等が主な内容でございます、1.9%の増でございます。

2 項基金繰入金535万円、前年度と同額となります。

8 款繰越金1,000円、整理科目となります。

9 款諸収入 1 項居宅支援サービス計画費収入377万8,000円は、要支援認定者のサービス計画作成に係る収入でございます、20.1%の増でございます。

2 項延滞金、加算金及び過料2,000円は、整理科目となります。

3 項雑入 2 万7,000円は、生活保護受給者の介護保険認定審査委託料等が主な内容でございます、前年度と同額となります。

10 款町債1,000円、整理科目となります。

19 ページをお開きください。

歳出。

1 款総務費 1 項総務管理費321万3,000円、42.3%の減。介護保険事業計画策定委託料の減によるものであります。

2 項徴収費66万円、7.4%の減。印刷製本費の減によるものであります。

3 項介護認定審査会費1,191万8,000円、1.2%の増。釜石・大槌地区介護認定審査会共同設置負担金の増によるものであります。

4 項趣旨普及費33万9,000円、28.9%の増、印刷製本費の増によるものであります。

2 款保険給付費 1 項介護サービス費等諸費13億5,248万5,000円、2.9%の増、施設介護サービス給付費負担金の増によるものであります。

2 項介護予防サービス等諸費3,195万4,000円、2.1%の増、介護予防サービス計画給付費負担の増によるものであります。

3 項その他諸費127万5,000円、前年度と同額となります。

4 項高額介護サービス等費1,593万5,000円、21.3%の増、高額介護サービス負担金の増によるものであります。

5 項高額医療合算介護サービス等費160万7,000円、28.6%の増、高額医療合算介護サービス費負担金の増によるものであります。

6 項特定入所者介護サービス等費7,535万2,000円、3.9%の増、特定入所者介護サービス費負担金の増によるものであります。

3 款財政安定化基金拠出金1,000円、整理科目となります。

4 款地域支援事業費 1 項介護予防・生活支援サービス事業費2,754万8,000円は、訪問事業及び通所事業等、介護予防に要する経費で、11.1%の増になっております。

2 項一般介護予防事業費723万7,000円、予防事業の啓発や地域介護予防活動支援に要する経費で、0.1%の増となっております。

3 項包括的支援事業・任意事業、3,117万7,000円、地域包括支援センター運営及び認知症総合支援事業に要する経費で、1.0%の増となっております。

4 項その他諸費10万6,000円は、岩手県国民健康保険団体連合会に対する審査委託料で、前年度と同額を計上しております。

5 款介護予防支援事業費1,031万1,000円は、地域包括支援センターにおいて要支援認定者の介護予防サービス計画の作成等を行う経費で、1.1%の増となっております。

6 款基金積立金2,000円、介護給付費準備基金預金利子に係る積立金でありまして、前年度と同額となります。

7 款公債費1,000円は、整理科目であります。

20ページをお開きください。

8 款諸支出金 1 項償還金及び還付加算金535万1,000円は、被保険者の移動等に伴う納付済みの保険料の還付金などが主な内容でありまして、前年度と同額となります。

2 項延滞金及び3 項繰出金は、整理科目となります。

以上、御審議のほど、よろしく願います。

○委員長（芳賀 潤君） 質疑に入ります。

153ページをお開きください。

歳入。

1 款保険料 1 項介護保険料。進行します。

2 款使用料及び手数料 1 項手数料。進行します。

3 款国庫支出金 1 項国庫負担金。進行します。

2 項国庫補助金。進行します。

154ページ中段まで。進行します。

4 款 1 項支払基金交付金。進行します。

5 款県支出金 1 項県負担金。155ページに入ります。進行します。

2 項財政安定化基金支出金。進行します。

3 項県補助金。進行します。

6 款財産収入 1 項財産運用収入。進行します。

7 款繰入金 1 項一般会計繰入金、進行します。

156ページ中段まで。進行します。

2 項基金繰入金。進行します。

8 款 1 項繰越金。進行します。

9 款諸収入 1 項居宅支援サービス計画費収入。157ページ上段まで。進行します。

2 項延滞金、加算金及び過料。進行します。

3 項雑入。進行します。

10款 1 項町債。

歳入を終わります。

158ページをお開きください。

歳出。

1 款総務費 1 項総務管理費。

2 項徴収費。159ページに入ります。

3 項介護認定審査会費。進行します。

4 項趣旨普及費。進行します。

2 款保険給付費 1 項介護サービス費等諸費。進行します。

160ページ。161ページ上段まで。進行します。

2 項介護予防サービス等諸費。進行します。

162ページ中段まで。

3 項その他諸費。

4 項高額介護サービス等諸費。

5 項高額医療合算介護サービス等諸費。進行します。

163ページ上段まで。進行します。

6 項特定入所者介護サービス等諸費。進行します。

3 款 1 項財政安定化基金拠出金。進行します。

164ページ上段まで。進行します。

4 款地域支援事業費 1 項介護予防・生活支援サービス事業費。進行します。

2 項一般介護予防事業費。165ページ中段まで。進行します。

3 項包括的支援事業・任意事業費。進行します。

166ページ下段まで。進行します。

167ページ下段まで。菊池委員。

○ 1 番（菊池忠彦君） 成年後見人制度の支援補助金のところで伺いたいと思います。

1 点確認させていただきたいのが、この制度、この補助金は成年後見人制度を利用するに当たって、費用負担することが困難な方に対して審判の申立てに係る費用及び後見人等への報酬の助成を行うという、そういった認識でよろしいですか。

○委員長（芳賀 潤君） 長寿課長。

○長寿課長（阿部慈郎君） はい。

○委員長（芳賀 潤君） 菊池委員。

○ 1 番（菊池忠彦君） であれば、これは成年後見人制度利用支援制度、利用支援事業でよいと思うんですけども。ちなみに「大槌町障がい福祉プラン」では、平成30年度から令和 2 年度にかけては、制度の該当者はいなかったため支援実績はなかったものの、今後はこの支援件数が増えてくることが見込まれ、該当者が発生した場合には制度の利用の案内を行うというふうにありますけれども、これに対して高齢者の今年度の支援実績があれば御提示願いたい。

○委員長（芳賀 潤君） 長寿課長。

○長寿課長（阿部慈郎君） お答えします。

大槌町の令和 2 年 4 月から 2 月の末なんですけれども、大槌町の方でいきますと高齢者の分で 8 件ほど、あと知的とかそういった部分につきましては 11 件ほど、19 件ほどの相談がございます。

○委員長（芳賀 潤君） 菊池委員。

○ 1 番（菊池忠彦君） 19 件ほど問合せ、問合せでよろしいのかな、これは。問合せですよ。問合せということは、制度の利用ということはなかったというのでよろしいですか。

それともう 1 点が、やはり利用の案内ということの周知を徹底していただきたい。これ、2 点。

○委員長（芳賀 潤君） 長寿課長。

○長寿課長（阿部慈郎君） お答えします。

先ほどの令和2年度の19件につきましては、一応相談があったということで、あとその部分につきましては、詳細とか、部分についてはお答えできないんですけども、実際にどういうふうな結果というか、そちらのほうに行ったかというのはこちらのほうで確認するということです。

あと、周知の方法なんですけれども、去年の7月に釜石・遠野地域の成年後見センターというのを立ち上げておまして、それまではそれぞれの釜石、遠野、大槌ですね、それぞれやって、非常に時間とかあと法律的な細かい部分で非常に時間かかっていたんですけども、実際にこの後見センターを立ち上げたことによりまして、実際にその専門の方、弁護士の先生とかいろんな方の協力をいただきまして、非常に、簡単にはいかないと思うんですけども、非常に役場の職員あるいは市の職員についての負担は減らせているんじゃないかと思います。実際にこの釜石等の地域の成年後見センターではあくまでも相談とかそういった部分ではなくて、いろんな活動としまして、いろんな相談のほかにも制度とかあるいは財産の管理とか、いろんな部分で会議とかいろんなそういったものを開催しておまして、去年の7月からですけれども、去年の全体でいきますと大槌、釜石、遠野で7月からの実績なんですけれども、実際に相談の合計につきましては、183件になっています。先ほど言った普及啓発といいますか、いろんなセミナーとかいろんな部分につきましては、昨年度の方で言いますと240回ほど実施しておるといところでございます。

○委員長（芳賀 潤君） よろしいですか。（「はい」の声あり）進行します。

168ページ中段まで。進行します。

4項その他諸費。進行します。

5款1項介護予防支援事業費。169ページ中段まで。進行します。

6款1項基金積立金。進行します。

7款公債費1項財政安定化基金償還金。進行します。

8款諸支出金1項償還金及び還付加算金。170ページ中段まで。進行します。

2項延滞金。進行します。

3項繰出金。進行します。

令和3年度大槌町介護保険特別会計予算を定めることについての質疑を終結いたします。

議案第28号令和3年度大槌町後期高齢者医療特別会計予算を定めることについてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。町民課長。

○町民課長兼リサイクルセンター長（太田和浩君） 議案第28号令和3年度大槌町後期高齢者医療特別会計予算を定めることについて御説明申し上げます。

予算書の21ページをお開き願います。

令和3年度大槌町後期高齢者医療特別会計の予算は次に定めるところによる。

第1条歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億3,131万7,000円と定める。

第2項歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。

22ページをお開きください。

説明につきましては款、項、金額を読み上げ、対前年度比の伸び率及び増減要因または主な事業内容について御説明申し上げます。款及び項が同様の場合は、省略いたします。

第1表歳入歳出予算、歳入。

1款1項後期高齢者医療保険料8,735万円、3.7%の増。普通徴収保険料の収納率につきましては、現年度分96%、滞納繰越分71%を見込んでおります。

2款使用料及び手数料1項手数料3万2,000円は、督促手数料であります。

3款国庫支出金1項国庫補助金及び4款1項寄附金は、いずれも整理科目であります。

5款繰入金1項一般会計繰入金4,329万3,000円、6.6%の増。保険基盤安定負担金繰入金、前年度実績見込みから増となるものであります。

6款1項繰越金は、整理科目であります。

7款諸収入1項延滞金加算金及び過料3万1,000円、前年度実績見込みから増額となるものです。

2項償還金及び還付加算金60万7,000円、3.2%の減。岩手県後期高齢者医療連合、広域連合からの過年度に係る保険料等還付金であります。

3項預金利子は、整理科目であります。

23ページを御覧ください。

歳出。

1款総務費1項総務管理費29万5,000円、6.9%の増。後期高齢者医療に係る郵券料の

増に伴うものであります。

同じく2項徴収費59万1,000円、4.4%の増。賦課徴収に係る郵券料の増に伴うものであります。

2款1項後期高齢者医療広域連合納付金1億2,982万3,000円、4.6%の増。徴収した保険料及び保険基盤安定負担金を岩手県後期高齢者医療広域連合に納付する負担金であります。

3款諸支出金1項償還金及び還付加算金60万7,000円、3.2%の減。過年度分の保険料還付金が主な内容であります。

2項繰越金は、整理科目であります。

以上、御審議のほど、よろしく願いいたします。

○委員長（芳賀 潤君） 質疑に入ります。

182ページをお開きください。

歳入。

1款1項後期高齢者医療保険料。進行します。

2款使用料及び手数料1項手数料。進行します。

3款国庫支出金1項国庫補助金。進行します。

4款1項寄附金。進行します。

5款繰入金1項一般会計繰入金。

183ページに入ります。

6款繰越金1項繰越金。進行します。

7款諸収入1項延滞金、加算金及び過料。進行します。

2項償還金及び還付加算金。進行します。

3項預金利子。

歳入を終わります。

184ページ。

歳出。

1款総務費1項総務管理費。進行します。

2項徴収費。進行します。

2款1項後期高齢者医療広域連合納付金。進行します。

3款諸支出金1項償還金及び還付加算金。進行します。

185ページ中段まで。進行します。

2項繰出金。進行します。

令和3年度大槌町後期高齢者医療特別会計予算を定めることについての質疑を終結いたします。

11時5分まで休憩します。

休 憩

午前10時53分

○

再 開

午前11時05分

○委員長（芳賀 潤君） 再開します。

先ほどの答弁保留となっておりました件について、当局から発言の申出がありましたので、これを許可します。町民課長。

○町民課長兼リサイクルセンター長（太田和浩君） 先ほどの国保会計においての高額療養費の件の菊池委員の質問について、お答えいたします。

高額療養の勧奨については、今年度から開始しております。それで、現在においては再勧奨は実施していないということであります。今後については、再勧奨も実施したいということを進めていきたいと思っております。（「了解です」の声あり）

○委員長（芳賀 潤君） 議案第29号令和3年度大槌町水道事業会計予算を定めることについてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（田中寛之君） 議案第29号令和3年度大槌町水道事業会計予算を定めることについて、その内容を御説明申し上げます。

別冊にて配付しております予算書の1ページを御覧願います。

第1条、令和3年度大槌町水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

第2条、業務の予定量は、次のとおりとする。給水戸数4,800戸。年間総配水量139万立方メートル。1日平均配水量3,800立方メートル。

第3条、収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入、第1款水道事業収益3億5,191万3,000円、18.0%の減であります。主な要因は、既設管撤去に伴う国庫補助金の減によるものです。

第1項営業収益2億3,064万9,000円、4.1%の増であります。主なものは営業活動から生ずる収益で、給水収益等であります。

第2項営業外収益1億2,118万7,000円、41.6%の減であります。主なものは長期前受金戻入れ及び他会計補助金等であります。

第3項特別利益7万7,000円、主に過年度分の督促手数料を計上しております。

支出、第1款水道事業費用3億6,330万2,000円、24.0%の減であります。主な要因は、既設管撤去に係る経費の減によるものです。

第1項営業費用3億2,085万5,000円、26.2%の減であります。事業活動のため生ずる費用で、人件費、燃料費、光熱水費、各種委託料、修繕費、減価償却費等であります。

第2項営業外費用3,944万4,000円、1.7%の減であります。主として金融財務活動に要する費用で、企業債の支払利息、消費税及び地方消費税の納付見込額であります。

第3項特別損失100万3,000円、過年度損益修正損、不納欠損による特別損失であります。

第4項予備費200万円。

2ページ、3ページを御覧願います。

第4条、資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億1,016万9,000円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,324万5,000円、当年度分損益勘定留保資金8,448万1,000円及び過年度内部留保資金1,244万3,000円で補填するものとする。

収入、第1款資本的収入6,012万1,000円、46.0%の減であります。主な要因は、建設改良費、災害復旧事業の減少による企業債、国庫補助金等の減であります。

1項企業債4,230万円、51.3%の減であります。建設改良費、災害復旧費に係る起債借入見込額であります。

第2項補助金1,671万8,000円、28.2%の減であります。建設改良費、災害復旧費に係る国庫補助金及び一般会計からの繰入金であります。

第3項出資金1,000円、整理科目であります。

第4項負担金110万円、一般会計からの消火栓設置負担金であります。

第5項工事負担金2,000円、整理科目であります。

支出、第1款資本的支出1億7,029万円、20.0%の減であります。主な要因は、災害復旧事業の減少によるものであります。

第1項建設改良費5,641万9,000円、45.2%の減であります。主に浪板地区老朽管更新工事に係る費用を計上しております。

第2項企業債償還金1億1,386万7,000円、5.5%の増であります。企業債の元金償還金であります。

第3項補助金返還金2,000円、整理科目であります。

第4項操出金2,000円、整理科目であります。

第5条、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。起債の目的、配水施設整備事業及び公営企業災害復旧事業。限度額はそれぞれ4,100万円、130万円。起債の方法、利率、償還の方法につきましては、他の会計と同じですので省略させていただきます。

第6条、一時借入金の限度額は、1億円と定める。

第7条、予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおり定める。第8条に定める経費以外の同一款内の間の流用。

第8条、次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を得なければならない。職員給与費4,637万5,000円。

第9条、大槌町一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、2,740万9,000円である。

第10条、棚卸資産の購入限度額は、500万円と定める。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（芳賀 潤君） 質疑に入ります。

3ページをお開きください。

企業債。進行します。

8ページに進みます。

令和3年度大槌町水道事業会計予定キャッシュ・フロー計算書。8ページ、9ページ全部。進行します。

19ページへお願いします。

令和3年度大槌町水道事業会計予定損益計算書。東海康悦委員。

○9番（東海康悦君） 何点かお尋ねします。

まず、令和元年度の決算は昨年9月に行われたわけですが、そのとき令和元年度の決算は3,200万ほどプラスになって、繰越欠損がマイナスの4億6,900万でした。この数字を繰越欠損金を見ますと、この損益計算書の20ページの3段目の数字、4億8,500万という三角が出ていますが、これと比較すると令和元年度から欠損金が1,640万ほど増えて

いるという計算になります。ですので、元年度に関しましては、プラスの3,200万であったものが、令和2年度においてもやはり経営は厳しかったのかなというのが欠損金のこの増額からも見えると思うんですが、この令和2年度の欠損金、あと2週間、年度ありますが、どのような経営状況になっているのか、説明できる範囲の中でお願いしたいと思います。

○委員長（芳賀 潤君） 上下水道課長。

○上下水道課長（田中寛之君） 令和2年度の決算の状況ですけれども、正確に言えば9月の決算書が上がらないとなかなか分からないということが現状でございます。一般会計と違まして、企業会計は歳入、歳出だけでものが終わるわけではございませんので、申し訳ございませんが、令和2年度に関しましてはおおむねプラマイゼロぐらいになるかなとは思っております。プラマイゼロというのは、令和2年度の決算自体はプラマイゼロぐらいになるかなとは思っております。（「はい、分かりました」の声あり）

○委員長（芳賀 潤君） 東海康悦委員。

○9番（東海康悦君） 元年度の決算の繰越欠損の部分と、ここの20ページの前年度繰越欠損ということでマイナスの4億8,500万計上になっていきますので、それを比較した場合、プラスの1,600万というのが数字として出てきましたので、もしかしたら令和2年度も厳しい経営だったのかなということをこの数字の中から判断させていただきました。まだ詳しい数字が出ていないということで、なかなか厳しいということは分かりました。

やっぱり以前の議会でも申し上げましたが、そろそろ考えなければいけないということですね。ただ、やっぱりそこにはいかにして緩やかにというところが出てくると思うので、恐らく令和3年度、4年度というところでそういう部分に取りかからなければいけないのかなと思います。令和3年度は、マイナスの167万8,000円ほどのまず経営を目指しているようですが、ぜひそのような中で将来の水道事業会計というものをやはり幾らかでも好転させるような取組を令和3年度に期待したいと思います。以上です。

○委員長（芳賀 潤君） 進行します。

21ページ。白澤委員。

○2番（白澤良一君） もう1点だけ、お尋ねしたいと思います。

（2）の無形固定資産税、無形固定資産の中で、電話加入権、9万9,440円ということですが、電話加入権を得るためには、現在、私の知見では3万6,000円ほどだと思っております。ところが電話加入権の市場価値とはどんどん下がっているのが現状だと思ってい

ます。企業会計にあまり詳しくないんですが、今年度9万9,440円ですね。来年度も同額です。無形固定資産の表記というのは、減価償却の方法は定額法によるという定めがありますけれども、この加入権の固定電話の台数によって増減すると思うんですが、資産はどんどんどんどん少なくなっていくと私は認識しているんですが、この資産の変動はないんですかね。昨年と同じような、今年度と同じように来年度も予算計上していますので、その辺の変動というのはないのでしょうか。

○委員長（芳賀 潤君） 答弁の前に、すみません、委員長の進行の不手際で、21ページ、令和3年度大槌町水道事業予定貸借対照表資産の部ということで、今の臼澤委員の質問を受け付けます。上下水道課長。（「すみません」の声あり）

○上下水道課長（田中寛之君） まず、電話の加入権ということで、これは権利ですので、権利自体は減価償却するものではございません。考え方としましては、まず土地に関してなんですけれども、土地に関しても減価償却しないという形で、（1）のイなんですけれども、これも当時購入した価格または評価額が計上されておまして、土地に関しても減価償却しないということで一定の金額になってございます。それと同様に、電話加入権のほうも一定金額という形になってございます。市場価格は、加入権の市場価格は下がっているものということではございますが、当時加入権を買ったときの金額を計上しているということになります。

○委員長（芳賀 潤君） 進行します。

22ページ、負債の部。23ページ中段まで。進行します。

資本の部。25ページに入ります。

令和3年度大槌町水道事業会計予算説明書収益的収入及び支出。1収入。

1 款水道事業収益 1 項営業収益。26ページ下段まで。進行します。

27ページ 2 項営業外収益。進行します。

28ページ下段まで。進行します。

29ページ 3 項特別利益。進行します。

支出。

1 款水道事業費用 1 項営業費用。進行します。

31、32ページ下段まで。進行します。

33ページ、34ページ下段まで。進行します。

35、36ページ下段まで。進行します。

37ページ、38ページ下段まで。進行します。

39ページ下段まで。進行します。

40ページ2項営業外費用。進行します。

41ページ3項特別損失。進行します。

4項予備費。進行します。

42ページに入ります。資本的収入及び支出、収入。

1款資本的収入1項企業債。進行します。

2項補助金。進行します。

3項出資金。43ページに進みます。

4項負担金。進行します。

5項工事負担金。進行します。

44ページに入ります。支出。

1款資本的支出1項建設改良費。進行します。

45ページ上段まで。進行します。

2項企業債償還金。進行します。

3項補助金返還金。進行します。

46ページ4項繰出金。

令和3年度大槌町水道事業会計予算を定めることについての質疑を終結いたします。

議案第30号令和3年度大槌町下水道事業会計予算を定めることについてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（田中寛之君） 議案第30号令和3年度大槌町下水道事業会計予算を定めることについて、その内容を御説明申し上げます。別冊にて配布しております予算書の1ページを御覧願います。

第1条令和3年度下水道事業会計の予算は次に定めるところによる。

第2条業務の予定量は次のとおりとする。

汚水処理戸数2,897戸、年間総処理水量61万4,214立方メートル、1日の平均処理水量1,683立方メートル。

第3条収益的収入及び支出の予定額は次のとおりと定める。

なお、第1款公共下水道事業費用のうち、営業費用中雨水処理費の工事請負費1,000万

円の財源に充てるため企業債750万円を借り入れる。

収入。

第1款公共下水道事業収益7億9,630万8,000円、7.6%の増であります。主な要因は、一般会計からの繰入金の増によるものです。

第1項営業収益1億5,401万円、21.6%の増であります。主なものは、使用料及び雨水処理に係る負担金等であります。

第2項営業外収益6億4,229万6,000円、4.7%の増であります。主なものは、長期前受金戻入れ及び他会計負担金等であります。

第3項特別利益2,000円、整理科目です。

第2款漁業集落排水事業収益、1億9,006万4,000円、20.4%の減であります。主な要因は、長期前受金戻入れの減によるものです。

第1項営業収益、3,985万4,000円、21.8%の増であります。主なものは使用料及び雨水処理に係る負担金等であります。

第2項営業外収益1億5,020万8,000円、27.1%の減であります。主なものは長期前受金戻入れ及び他会計負担金であります。

第3項特別利益、2,000円、整理科目です。

支出。

第1款公共下水道事業費用7億9,257万5,000円、11.4%の減であります。主な要因は、既設管撤去に係る経費の減によるものです。

第1項営業費用7億2,991万7,000円、12.2%の減であります。事業活動のため生ずる費用で、人件費、燃料費、光熱水費、各種委託料、修繕費、減価償却費等であります。

第2項営業外費用6,255万6,000円、1.8%の増であります。主として、金融、財務活動に要する費用で、企業債の支払い利息、消費税及び地方消費税の納付見込額であります。

第3項特別損失2,000円、整理科目です。

第4項予備費10万円。

第2款漁業集落排水事業費用1億8,370万4,000円、41.4%の減であります。主な要因は、既設管撤去に係る経費の減によるものです。

第1項営業費用1億6,742万8,000円、43.4%の減であります。事業活動のため生ずる費用で、人件費、燃料費、光熱水費等であります。

第2項営業外費用1,617万4,000円、5.5%の減であります。主として金融財務活動に要

する費用で、企業債の支払い利息、消費税及び地方消費税の納付見込額であります。

3項特別損失2,000円、整理科目です。

第4項予備費10万円。

第4条資本的収入及び支出の予定額は次のとおりと定める。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3,759万6,000円は、当年度分損益勘定留保資金で補填するものとする。

収入。

第1款公共下水道事業資本的収入。3億6,059万2,000円、2.5%の減であります。主な要因は、建設改良費、災害復旧事業の減少による企業債、国庫補助金等の減であります。

第1項企業債1億3,190万円、16.2%の減であります。建設改良費に係る起債借入れ見込額であります。

第2項補助金4,750万円、62.0%の減であります。建設改良費に係る国庫補助金であります。

第3項出資金1億867万6,000円。主なものは、下水道会計の一時的資金不足を解消するための出資金であります。

第4項負担金7,251万6,000円。受益者負担金及び一般会計からの雨水処理等に係る負担金であります。

第2款漁業集落排水事業資本的収入。1億2,975万1,000円、35.8%の増であります。主な要因は、下水道会計の一時的資金不足を解消するための出資金計上による増であります。

第1項企業債2,010万円、6.1%の減であります。企業債償還に係る資本費平準化債借入れ見込額であります。

第2項補助金147万円、82.5%の減であります。下水道会計収支不足に係る一般会計からの繰入金であります。

第3項出資金1億円。下水道会計の一時的資金不足を解消するための出資金であります。

第5項分担金3万円、14.8%の減であります。漁業集落排水事業に係る受益者負担金であります。

第7項負担金815万1,000円。雨水処理等に係る一般会計からの負担金であります。

支出。

第1款公共下水道事業資本的支出4億5,372万2,000円、9.3%の増であります。主な要因は、下水道施設耐水化に係る委託料の増加によるものであります。

第1項建設改良費1億4,050万円、15.6%の増であります。主に汚水管路新設工事に係る費用を計上しております。

第2項企業債償還金3億1,322万2,000円、6.7%の増であります。企業債の元金償還金であります。

第2款漁業集落排水事業資本的支出7,421万7,000円、34.3%の減であります。主な要因は、汚水管路新設工事の減少によるものであります。

第1項建設改良費150万円、94.1%の減であります。主に公共ます設置工事に係る費用を計上しております。

第2項企業債償還金7,271万7,000円、4.0%の増であります。企業債の元金償還金であります。

第5条、債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は次のとおりと定める。

事項、排水設備工事資金利子補給、公共下水道事業。期間、令和3年度から令和7年度。限度額、8万4,000円。

漁業集落排水事業。期間、令和3年度から令和7年度。限度額、5万8,000円。

第6条起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的。下水道事業、公共下水道事業及び漁業集落排水事業。限度額は、それぞれ1億3,940万円、2,010万円。起債の方法、利率、償還の方法につきましては、他の会計と同じですので、省略させていただきます。

第7条一時借入金の限度額は、3億円と定める。

第8条予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第9条に定める経費以外の同一款内の間の流用。

第9条、次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の金額をその経費の金額に流用する場合は議会に議決を経なければならない。職員給与費2,502万3,000円。

第10条下水道事業運営のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は4,217万

8,000円である。

以上、御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○委員長（芳賀 潤君） 質疑に入ります。

3ページをお開きください。

債務負担行為。進行します。

4ページに入ります。

企業債。進行します。

11ページに入ります。

令和3年度大槌町下水道事業予定キャッシュ・フロー計算書。進行します。

12ページ下段まで。進行します。

18ページに進みます。

債務負担行為に関する調書。進行します。

19ページに入ります。

令和3年度大槌町下水道事業予定損益計算書。進行します。

20ページ、下段まで。進行します。

21ページに入ります。

令和3年度大槌町下水道事業予定貸借対照表、資産の部。進行します。

22ページ、中段まで。進行します。

負債の部。進行します。

23ページ、資本の部。進行します。

27ページへ進みます。

令和3年度大槌町下水道事業会計予算説明書収益的収入及び支出。収入。

1款公共下水道事業収益1項営業収益。進行します。

2項営業外収益。進行します。

28ページに進みます。

3項特別利益。進行します。

2款漁業集落排水事業収益1項営業収益。進行します。

29ページ、2項営業外収益。進行します。

3項特別利益。進行します。

30ページ、支出。

1 款公共下水道事業費用 1 項営業費用。31 ページ下段まで。白澤委員。

○2 番（白澤良一君） 何点か御質問させていただきますが、一般質問の町の財政見通しですね、令和 3 年度以降の下水道事業負担金の増加などによって収支不足が生じると、そういうお話がありました。そういう中での下水道事業の収益を図るためにどんな手だてがこれから考えられるのか、現状の手だてをお尋ねしたいと思います。

○委員長（芳賀 潤君） 上下水道課長。

○上下水道課長（田中寛之君） 下水道の収支についてという御質問でございます。

この間の一般質問でもちょっと御説明申し上げましたけれども、最終的には料金値上げという形になる、しなければならぬという状況ではございますが、ただその前に我々が何ができるのかということで、今までもまず経費削減ということでやってきました。例えば処理場の管理に関しましても、以前は常駐ということでやってございましたが、巡回ということで経費削減をしてやっている経緯がございます。また、上水道と下水道の事業を統合しまして、1 つの課となりまして、これも事務の効率化ということでやってまいりました。そういう状況の中でもやっぱり収支バランスが取れないということで、今後やっていくのにはまず水洗化率の向上というのがまず考えられると思います。実際、もう目の前まで通っているんですが、まだまだ下水道につないでいない方もいらっしゃいますので、その辺は PR しながらできるだけ水洗化率を上げていくというのは我々の現在の使命かなと思ってございます。その上で収支を見た上での下水道の料金値上げという形で最終的には考えてございます。

○委員長（芳賀 潤君） 白澤委員。

○2 番（白澤良一君） ありがとうございます。ぜひ努力、それから普及率のアップで収益を上げていただければと思います。

それから、ちょっと 2 点目なんですが、担当課は下水道、上下水道担当課が一生懸命排水処理施設を神経を使って維持管理をしていただいて我々が助かっているわけですが、受益者に対して気をつけてほしいと、そういう注意点があればちょっとお尋ねしたいと思います。どんな注意点をすればコスト削減とか、それから維持管理の正常な運転に携われるのか、それをちょっとお尋ねしたいと思います。

○委員長（芳賀 潤君） 上下水道課長。

○上下水道課長（田中寛之君） ありがとうございます。なかなかこういう機会じゃないと皆さんに説明できないところがありますけれども、まず処理場はどうやって処理して

いるかというところをちょっと御説明したいと思います。

まず、処理場は微生物がおりまして、そこに汚水が入って、その微生物が汚水を食べてきれいにするというシステムになってございます。その中で、受益者がどんなことに注意するかといいますと、微生物が生きていくためにはやっぱりある程度の汚れといいますか、食べるものが必要なんです、その例えば油とかですね、あと化学薬品みたいなものを流されるとやっぱり微生物に影響が出てくるということですので、そういうものは流さないでほしいというのが第1点でございます。

もう一つ、維持管理していく中で、どうしても洗濯物、タオルとか靴下とか下着類とかというのが流れてくるが多々あります。それによってポンプに絡まってポンプが止まっているケースが年間に何十回も発生しているということがございますので、できるだけ流すものは、もちろん故意として今のそのタオルとか靴下とかというものを流しているわけではございませんでしょうけれども、気をつけてもらいたいというところがございます。

○委員長（芳賀 潤君） 白澤委員。

○2番（白澤良一君） ありがとうございます。ぜひ管理運営に当たって、トラブルのないように、できれば何度も何度もPRして、広報、周知していると思いますけれども、町の広報を使ってそういう注意点をPRしていただければありがたいと思います。以上です。

○委員長（芳賀 潤君） 進行します。

32ページ、33ページ中段まで。進行します。

2項営業外費用。進行します。

34ページ上段まで。進行します。

3項特別損失。進行します。

4項予備費。進行します。

35ページに入ります。

2款漁業集落排水事業費用1項営業費用。進行します。

36ページ、37ページ下段まで。進行します。

2項営業外費用。進行します。

38ページ上段まで。進行します。

3項特別損失。進行します。

4 項予備費。進行します。

39ページに入ります。資本的収入及び支出、収入。

1 款公益下水道事業資本的収入 1 項企業債。

2 項補助金。進行します。

3 項出資金。進行します。

40ページ、4 項負担金。進行します。

2 款漁業集落排水事業資本的収入 1 項企業債。

2 項補助金。進行します。

3 項出資金。進行します。

41ページ、5 項分担金。進行します。

7 項負担金。進行します。

42ページに入ります。支出。

1 款公共下水道事業資本的支出 1 項建設改良費。進行します。

2 項企業債償還金。進行します。

43ページに入ります。

2 款漁業集落排水事業資本的支出 1 項建設改良費。

2 項企業債償還金。

令和 3 年度大槌町下水道事業会計予算を定めることについての質疑を終結いたします。

以上をもって、議題となっております各会計予算の質疑は全て終了しました。

議案第25号令和 3 年度大槌町一般会計予算を定めることについてから、議案第30号令和 3 年度大槌町下水道事業会計予算を定めることについてまでの予算 6 件について、予算特別委員会としての可否を決定したいと思います。

ただいまから予算 6 件について順次採決いたします。

議案第25号令和 3 年度大槌町一般会計予算を定めることについてを採決いたします。

本予算は可決すべきものと決することに賛成の委員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長(芳賀 潤君) 起立全員であります。よって、令和 3 年度大槌町一般会計予算は可決すべきものと決しました。

議案第26号令和 3 年度大槌町国民健康保険特別会計予算を定めることについてを採決いたします。

本予算は可決すべきものと決することに賛成の委員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長(芳賀 潤君) 起立全員であります。よって、令和3年度大槌町国民健康保険特別会計予算は可決すべきものと決しました。

議案第27号令和3年度大槌町介護保険特別会計予算を定めることについてを採決いたします。

本予算は可決すべきものと決することに賛成の委員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長(芳賀 潤君) 起立全員であります。よって、令和3年度大槌町介護保険特別会計予算は可決すべきものと決しました。

議案第28号令和3年度大槌町後期高齢者医療特別会計予算を定めることについてを採決いたします。

本予算は可決すべきものと決することに賛成の委員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長(芳賀 潤君) 起立全員であります。よって、令和3年度大槌町後期高齢者医療特別会計予算は可決すべきものと決しました。

議案第29号令和3年度大槌町水道事業会計予算を定めることについてを採決いたします。

本予算は可決すべきものと決することに賛成の委員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長(芳賀 潤君) 起立全員であります。よって、令和3年度大槌町水道事業会計予算は可決すべきものと決しました。

議案第30号令和3年度大槌町下水道事業会計予算を定めることについてを採決いたします。

本予算は可決すべきものと決することに賛成の委員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長(芳賀 潤君) 起立全員であります。よって、令和3年度大槌町下水道事業会計予算は可決すべきものと決しました。

以上で予算特別委員会に付託されました予算案6件の審査は全て終了しました。

委員会閉会に当たり、一言御挨拶申し上げます。

本委員会は、本会議において付託されました令和3年度の各会計当初予算案につきまして、本日をもって審査を終了することができました。これも委員各位並び町当局の御協力によるものと感謝申し上げます。当局におかれましては、委員会での審議内容を十分にしんしゃくされ、行政運営を図られることを切に望みます。また、委員各位におかれましては、今後とも大槌町の復興と発展のために御尽力をいただきますようお願い申し上げます、閉会の挨拶とさせていただきます。

これをもって予算特別委員会を閉会します。

明日18日は午前10時から本会議を再開願います。

本日は大変御苦勞さまでした。

閉 会 午前11時55分